


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No. 1
【根拠条文】	法第 27 条の 25 第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 高橋 謙 
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町 2 丁目 13 番 10 号プルデンシャル タワー 東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【報告義務発生日】	平成 18 年 10 月 18 日
【提出日】	平成 18 年 10 月 25 日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	1 名
【提出形態】	その他

第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社富士バイオメディックス
会社コード	3379
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	名証セントレックス
本店所在地	東京都中央区八重洲二丁目 1 番 5 号

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者 (大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (外国会社)
氏名又は名称	スタンフィールド・フィナンシャル・インク (Stanfield Financial Inc.)
住所又は本店所在地	英領バージン諸島トートラ、ロード・タウン、ウィッカムズ・ケイ I、 バンタープール・プラザ 2 階 (Vanterpool Plaza, 2nd Floor, Wickhams Cay I, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	/
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2002年8月19日
代表者氏名	アビィ・ビィジャー (Avi Vidger)
代表者役職	署名権者 (Authorized Signatory)
事業内容	投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 高橋 謙
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)	20	0	0
新株引受権証書(株)	A 0	—	G 0
新株予約権証券(株)	B 10,980	—	H 0
新株予約権付社債券(株)	C 0	—	I 0
対象有価証券カバードワラント	D 0	0	J 0
株券預託証券	0	0	0
株券関連預託証券	E 0	0	K 0
対象有価証券償還社債	F 0	0	L 0
合計(株)	M 11,000	N 0	O 0

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	0株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	11,000株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	10,980株

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年10月18日現在)	S	71,926株
上記提出者の株券等保有割合 (%) $(Q/(R+S) \times 100)$		13.27%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		14.97%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年10月18日	新株予約権証券	20株	処分	新株予約権の行使
平成18年10月18日	普通株券	20株	取得	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	3,718
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	3,718

②【借入金の内訳】

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Stanfield Financial Inc., a corporation organized and existing under the laws of British Virgin Islands (the "Company"), does hereby appoint Mr. Ken Takahashi and Ms. Kaoruko Suzuki, attorneys-at-law of Baker & McKenzie GJB Tokyo Aoyama Aoki Law Office (Gaikokuho Joint Enterprise) with its office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with full power of substitution, to represent the Company in connection with the preparation and filing with the Director General of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding in the name of the Company or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 16th day of May, 2006.

Stanfield Financial Inc.

By: 

Avi Vigder
Authorized Signatory

上記は原本と相違ありません。

弁護士 高橋 謙



(日本語訳)

委 任 状

英領バージン諸島法に基づき設立され存続する法人であるスタンフィールド・フィナンシャル・インク（以下「当会社」という）は、本書により、東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号プルデンシャルタワーに事務所を有する東京青山・青木法律事務所ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)の弁護士高橋謙氏及び鈴木香子氏を、復代理人の選任権を含め、日本の証券取引法第 2 章の 3 の各条文により要求される当会社名義による大量保有に関するすべての報告書又はそれらの変更報告書若しくは訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成しそれを日本の関東財務局長及び／又はその他の管轄官庁に提出することに関し当会社を代理すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、また当報告書の提出を行うために代理人が必要あるいは適切と判断するすべての行為を行うことについての当会社の真正かつ正当な代理人に任命する。

上記の証として、当会社は 2006 年 5 月 16 日、当会社の名においてかつ当会社に代わり下記署名人をして本委任状に署名せしめた。

スタンフィールド・フィナンシャル・インク

(署 名)

氏名：アビィ・ビィジャー

資格：署名権者

上記正訳いたしました。

弁護士 高橋

